

(案)

「火山の状況に関する解説情報(臨時)」による防災対応に関する申合せ書

平成 30 年 3 月 27 日  
富士山火山防災対策協議会

富士山火山防災対策協議会(以下、「協議会」という。)では、気象庁が設定している噴火警戒レベルと連動し避難等の対策を実施することとしているが、現在の運用では、噴火前に火口位置が特定できないことなどから、噴火警戒レベルがレベル 1 から直接レベル 3 へ上がることとなっている。

富士山では、開山期には、最大で 1 日当たり 8 千人程度の登山者がいることが見込まれている。

このため、ピーク時にレベル 3 に引き上げがあった際、この人数が一斉に想定火口範囲から避難する事態となる可能性があるが、混乱なく短時間に実施することは非常に困難である。

平成 26 年 9 月の御嶽山噴火や平成 30 年 1 月の草津白根山噴火の教訓を踏まえ、噴火警戒レベルの引き上げ前に発表される「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を活用した防災対応を行うことが人的被害の減少につながると考えられる。

この情報は、必ずしも確実な噴火の発生を科学的に示すものではないが、想定火口範囲内の登山者等を低減させ、人的被害を減少させる効果が見込まれることから、仮に噴火やレベルの引き上げに至らなかった場合も、社会的な理解は得られるものと考えられる。

このようなことから協議会としての防災対応について、下記のとおり、申合せ書として確認するものである。

## 記

### 1 注意喚起の実施

- ・噴火警戒レベル 1 の場合において、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が気象庁から発表された場合、当協議会の各構成機関は速やかに五合目以上の登山の自粛の呼び掛けと、五合目より下の想定火口範囲における注意喚起を行う。

### 2 会議の開催及び今後の見通しなどの情報共有

- ・各構成機関による注意喚起を実施するとともに、直ちに協議会を開催し、今後の火山活動の進展や見通しなどについて気象庁や火山専門家から意見を聞き、構成機関の間で情報共有するものとする。

### 3 注意喚起の終了

- ・協議会は、その後随時開催することとし、火山活動の状況の確認を行い、登山の自粛の呼び掛け等の継続又は終了を決定する。

< 対応整理表 >

レベル	防災情報	段階・事象	対応
噴火警戒 レベル1 (活火山 であるこ とに留意)	「火山の 状況に関 する解説 情報(臨 時)」が発 表	火山活動に変化があり周知す る必要がある段階 ・浅部(数 km 以浅)での火山 性地震が一時的に多発する (1日数十回程度以上) ・深部(数 km 以深)での膨張 を示す地殻変動が観測され るようになる ・2000年深部低周波地震 等	登山の自粛の呼び 掛け等の実施 協議会(会議)を開 催
	なし	火山活動に特段の変化がない 段階 ・火山性地震が時々発生 ・深部低周波地震(深さ約 15km 付近)が時々多発 等	[平常時] なし  [登山の自粛の継続・ 終了の判断] 定例又は随時、協議会 (会議)を開催 ・気象庁から火山活動の状況に ついて報告 ・活動状況の確認  ・協議会にて継続又は終了 を決定